

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、消費者教育・啓発の推進や相談体制の確保など、地方消費者行政の充実・強化が欠かせない。

しかしながら、これまで地方消費者行政の下支えとなっていた地方消費者行政強化交付金は、令和7年度末に多くの地方自治体で活用期間が終了するため、交付金を活用した事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。現在、国では、高齢化対応やデジタル被害対策、地方の相談体制の拡充や多機関連携、交付金等による財源確保と持続可能性、E B P Mなどについて議論しているが、各自治体において施策が安定的に遂行できる仕組みづくりが課題となっている。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、国の主導による速やかな制度設計と予算措置が必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向けて、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O—N E T）の刷新を予定しているが、端末のリース費用やセキュリティ対策の継続的な更新費用など、地方自治体に多大な経済的負担を生じることが危惧されている。P I O—N E T情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであり、これらの経常的費用も国の責任において措置すべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、下記の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人事費にも充てることができる交付金を創設するなどの財政支援を早急に措置すること。
- 2 P I O—N E Tの刷新及び消費生活相談のデジタル化により地方自治体に生じる費用を措置すること。

3 消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E Tへの登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に關係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年12月17日

江東区議会議長 鈎 先 美 彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

} 宛て